

労働組合

労働条件を良くするために、労働者が個人で会社と交渉を行うことはなかなか難しいので、労働者が結集して「労働組合」をつくります。（2人以上の組合員が必要）

労働者には次の権利が憲法28条で保障されています。

【**団 結 権**】会社と交渉するために労働組合をつくる権利

【**団体交渉権**】会社と交渉する権利

【**団体行動権**】要求を実現するためストライキなどの団体行動を行う権利

Point!

使用者の禁止行為

- ①労働組合で正当な活動をしたことを理由に、会社はその労働者に対して不当な取扱いをすること
- ②労働組合に加入しないことを採用条件にすること
- ③正当な理由がないのに会社が団体交渉を拒否すること
- ④会社が労働組合の活動に介入したり、又は経費を援助したりすること

は許されません！（労働組合法第7条）